

令和 7 年度 第 1 回 富山県公共事業評価委員会の概要

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 13:30～15:20
- 2 場 所 富山県民会館 706 会議室
- 3 出席者 唐渡委員（会長）、近藤委員、高柳委員、竹内委員、堀内委員、山口委員
- 4 審議内容（重点審議対象箇所について、パワーポイントで説明）
 - 【土木部事業】（川上次長） 重点審議対象 10 件
 - 【農林水産部事業】（山森次長）

【土木部説明に対する主な意見】

○鴨川河川改修について

（委員）

- ・（地中に埋め込む）ボックスカルバートは現場で施工されているのか。
⇒ボックスの方は製品を作ってきたものをオープンシールド工法で施工している。必要なところだけ掘削して、前へ進めて、また埋めていく工法。
- ・ボックスは満水の設計になっているのか。
⇒満水ではなく、計画流量（鴨川の場合は 50 年に 1 度発生する規模の降雨による流量）から 3 割ほど余裕を持たせた設計としている。

（委員）

- ・一番心配なのは継ぎ目の所からの漏水だと思うので、継ぎ目の箇所の直上に道路がないようにするなど注意いただきたい。

○神通川左岸流域下水道、小矢部川流域下水道について

（委員）

- ・昭和 56 年からの長期に渡る事業で、もうすぐ耐用年数を迎える管などもあると思うが、そういったものの更新は含んでいるのか。
⇒下水道事業は全体計画を作り、それに基づき進めている。昨年度と今年度に見直し、目標年次を令和 27 年度とする全体計画に変更した。この先 20 年間の中で耐用年数を迎える施設の補修や管の更正を見込んだものとしている。
- ・下水道管等の直上の舗装に空洞があるような箇所は県内にあるか。また、箇所数はどれくらいあるか。
⇒道路管理者において、基本的には週 1 回パトロールを実施。異常があればその都度補修している。異常が繰り返されるようであれば、何が原因なのか、その都度原因を追及している。例えば下水道管やその他の水路が原因など、数は多くはないが、そういうケースもある。ただし、どれだけあるかまでは整理していない。

- ・県内で、道路下の空洞対策について何か検討しているか。

⇒そこまでの検討には至っていない。

(委員)

- ・流域下水道の管渠の管径について、一番大きいものと小さいものはどれくらいか。

⇒県内の流域下水道の幹線管渠は、全体で延長 199km。一番小さい管径は 25cm、一番大きい管径は 2m となる。管径 2m の下水管は、二上浄化センターの直近に位置し、延長は 2.8km となる。なお、八潮市の事故の発生直後に、国から緊急点検を指示された対象は、「処理量が 30 万 m³/日以上 の浄化センターへ接続する管径が 2m 以上の箇所」であり、二上浄化センターの処理量は約 10 万 m³/日であることから、該当しなかったが、別に独自で点検を行っている。

- ・土被り（地下の深さ）はどれくらいか。

⇒深いところで約 20m、浅いところで 1～2m 程度。

【農林水産部説明に対する主な意見】

○農地の大区画化の推進について

(委員)

- ・これから大区画化を推進していく中で、ターン農道が必要となってくると思われるが、県内での導入事例はあるのか。

⇒資料に排水路の上を道路化したものを載せているが、これも 1 つの事例である。地域の理解が広まり県内でもようやく始まったところであり、これから横展開を考えている。ターン農道を活用すると、どこからでも機械がほ場に入れるようになり、どこからでも出荷作物を農道にあるトラックに乗せられる、そのような利点もあるため増やしていきたいと考えている。

(委員)

- ・ターン農道をどんどん増やし、スマート農業を進めていただきたいと考えている。

【全体に対する主な質問】

(委員)

- ・土木部の話になるが、現在の経済状況、資材価格の高騰が進み事業費が増加し、さらに人口も減少し、県の予算も決まっている中、今後どうしていくのか。何かをやめないといけないのではないか。

⇒現在、これからどうしていくか、検討し始めているところ。ご指摘のとおり人口が減少していけば、税収も減少し、これまで整備してきた施設も老朽化していく中、今後施設をどう維持していくか、維持に予算がかかるのであれば新たな整備がどの

程度可能か、そういったところに全て絡んでくる。急激に変えていくことは難しいので、どういった考え方で、どうやって今後数十年後を見据えていくのか、大きな課題であると考えている。

(以上)

委員提出意見及び回答

<意見>

社会情勢の変化（時代の変化）として、河川事業や農業のための整備事業において、（生物多様性など）自然再生の視点から工法の見直しをするようなことは考えているか。

<回答>

（農林水産部）

農業農村整備事業では、希少な生物が生息・生育する場所や、生物多様性が豊かな場所、優れた景観を有する場所を中心として「環境創造区域」に指定し、対象区域において施設を管理する農家や周辺の住民の理解を得ながら、多自然型工法等を取り入れた整備を行っている。



（土木部）

河川事業では、工法選定の際に、現況の水辺の植生や生物の生育環境に配慮し、植生の復元可能な環境保全型ブロックや自然石による護岸を選定したり、瀬と淵の再生に配慮した河道整備を行うなど、自然環境の保全回復に努めている。

